

平成 30 年 3 月 13 日

各 位

会 社 名 ビー プ ラ ッ ツ 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長 藤 田 健 治
(コード番号：4381 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取締役 宮 崎 琢 磨
(TEL. 03-6687-8712)

募集株式の払込金額及びブックビルディングの仮条件決定のお知らせ

平成 30 年 2 月 27 日開催の当社取締役会において決議いたしました公募による募集株式発行等につきましては、払込金額等が未定でありましたが、平成 30 年 3 月 13 日開催の当社取締役会において、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

(1) 募 集 株 式 の 払 込 金 額 1 株につき 金 1,657.5 円

(ただし、引受価額が払込金額を下回る場合は、当該募集株式の発行を中止する。)

(2) 募集株式の払込金額の総額 165,750,000 円

(3) 仮 条 件 1,950 円 から 2,200 円

(4) 仮 条 件 の 決 定 理 由 等

仮条件の決定に当たり、機関投資家等にヒアリングを行った結果、主として以下のよう
な評価を得ております。

- ① 事業環境が良好で、今後更なる需要拡大が見込まれること。
- ② 販売パートナーの広がりによって高い利益成長が期待できること。
- ③ 事業規模が小さく、業績が振れやすいこと。

以上の評価に加え、同業他社との比較、現在のマーケット環境等の状況や、最近の新規
上場株のマーケットにおける評価、並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を
総合的に検討した結果、仮条件は 1,950 円 から 2,200 円の範囲が妥当であると判断いた
しました。

2. 第三者割当増資による募集株式発行の件

(1) 募 集 株 式 の 払 込 金 額 1 株につき 金 1,657.5 円

(2) 募集株式の払込金額の総額 37,293,750 円

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

1. 募集株式の数及び売出株式数
 - ① 募集株式の数 普通株式 100,000 株
 - ② 売 出 株 式 数 普通株式 引受人の買取引受による売出し 50,000 株
オーバーアロットメントによる売出し 22,500 株(※)
2. 需 要 の 申 告 期 間 平成 30 年 3 月 15 日（木曜日）から
平成 30 年 3 月 22 日（木曜日）まで
3. 価 格 決 定 日 平成 30 年 3 月 23 日（金曜日）
（発行価格及び売出価格は募集株式の払込金額以上の価格で、
仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。）
4. 募 集 ・ 売 出 期 間 平成 30 年 3 月 27 日（火曜日）から
平成 30 年 3 月 30 日（金曜日）まで
5. 払 込 期 日 平成 30 年 4 月 3 日（火曜日）
6. 株 式 受 渡 期 日 平成 30 年 4 月 4 日（水曜日）

(※) 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村證券株式会社が行う売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少もしくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、野村證券株式会社が当社株主である藤田健治（以下、「貸株人」という。）から借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成 30 年 2 月 27 日及び平成 30 年 3 月 13 日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式 22,500 株の第三者割当増資（以下、「本件第三者割当増資」という。）の決議を行っております。

また、野村證券株式会社は、平成 30 年 4 月 4 日から平成 30 年 4 月 24 日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限（上限株式数）とする当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。

野村證券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないかもしくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

以 上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。